

議第30号

三島市立公民館条例の一部を改正する条例案

三島市立公民館条例（平成8年三島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「とする」を「とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

平成24年2月21日提出

三島市長 豊岡 武士